

令和5年

地方公務員給与実態調査結果の概要

(令和5(2023)年4月1日現在)

令和6(2024)年3月

栃木県総合政策部市町村課

目 次

【 本 編 】

1	給与水準（市町）	1
(1)	ラスパイレス指数の分布状況	1
(2)	ラスパイレス指数の推移	1
2	初任給（市町）	2
3	平均給与月額（市町）	3
(1)	職種別平均給料月額	3
(2)	職種別平均給与月額	4
(3)	技能労務職員の職種別平均給与月額	5
4	特別職等の平均給料（報酬）月額（市町）	5

【 資 料 編 】

1	職員数（市町）	6
2	職員数（一部事務組合）	6
3	職種別職員数（市町）	7
4	職種別職員数（一部事務組合）	8
5	部門別職員数（市町）	9
6	部門別職員数（一部事務組合）	10
7	初任給基準の状況（一般行政職試験採用）	11
8	採用者数及び退職者数	12
9	経験年数別職員数及び平均給料月額（一般行政職）	13
10	年齢別職員数及び平均給料月額（一般行政職）	14
11	職種別平均給料月額	15
12	技能労務職員の職種別平均給料月額	16
13	特別職の給料（報酬）月額	17

「令和5年地方公務員給与実態調査結果の概要」について

地方公務員給与等の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与等に関する基礎資料を得ることを目的として、総務省が実施した給与実態調査について、県内市町の回答をとりまとめたものです。

調査基準日は、令和5(2023)年4月1日。

調査対象団体は、25市町及び12一部事務組合（派遣元で計上する職員のみで構成される団体は対象外）。

1 給与水準（市町）

(1) ラスパイレス指数の分布状況

一般行政職のラスパイレス指数の分布状況は、次のとおりである（表1）。

表1 ラスパイレス指数の分布状況

区分	市					町					計				
	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
105 以上															
100 以上 105 未満	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2
95 以上 100 未満	13	12	13	13	13	10	10	10	10	10	22	23	23	23	23
95 未満															

「ラスパイレス指数」とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給料月額を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものである。

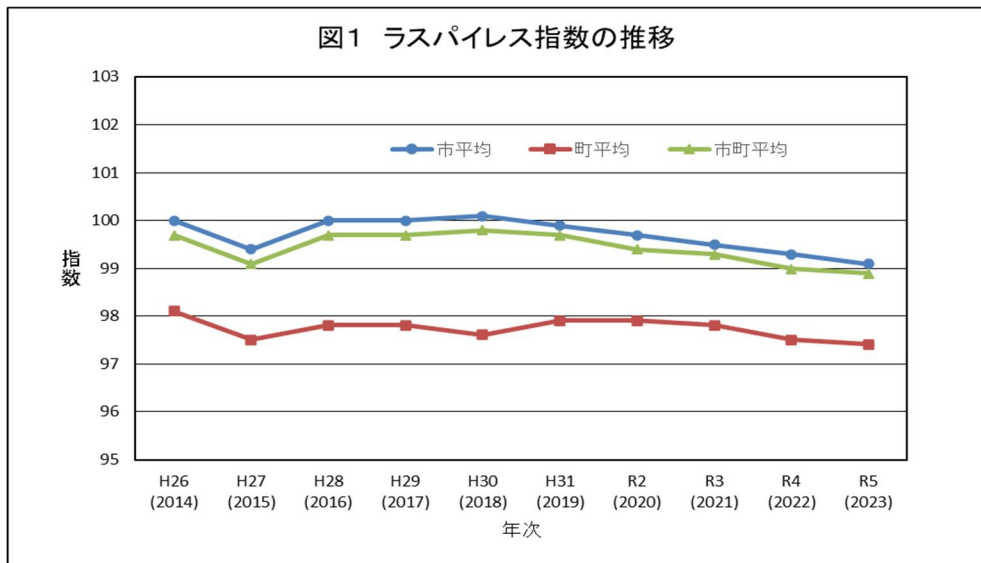
(2) ラスパイレス指数の推移

団体区分別ラスパイレス指数の推移は、次のとおりである（表2・図1）。

令和5（2023）年は、前年に比べ市平均で0.2ポイント、町平均で0.1ポイント、市町平均で0.1ポイント減少した。

表2 ラスパイレス指数の推移

区分	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	増減			
						H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
						R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
市平均	99.9	99.7	99.5	99.3	99.1	0.2	0.2	0.2	0.2
町平均	97.9	97.9	97.8	97.5	97.4	0.0	0.1	0.3	0.1
市町平均	99.7	99.4	99.3	99.0	98.9	0.3	0.1	0.3	0.1



2 初任給(市町)

一般行政職の初任給の状況等は、次のとおりである(表3・図2)。

一般行政職の初任給基準額の平均は、市においては、大学卒が184,957円、高校卒が156,200円であり、町においては、大学卒が185,200円、高校卒が154,991円となっている。

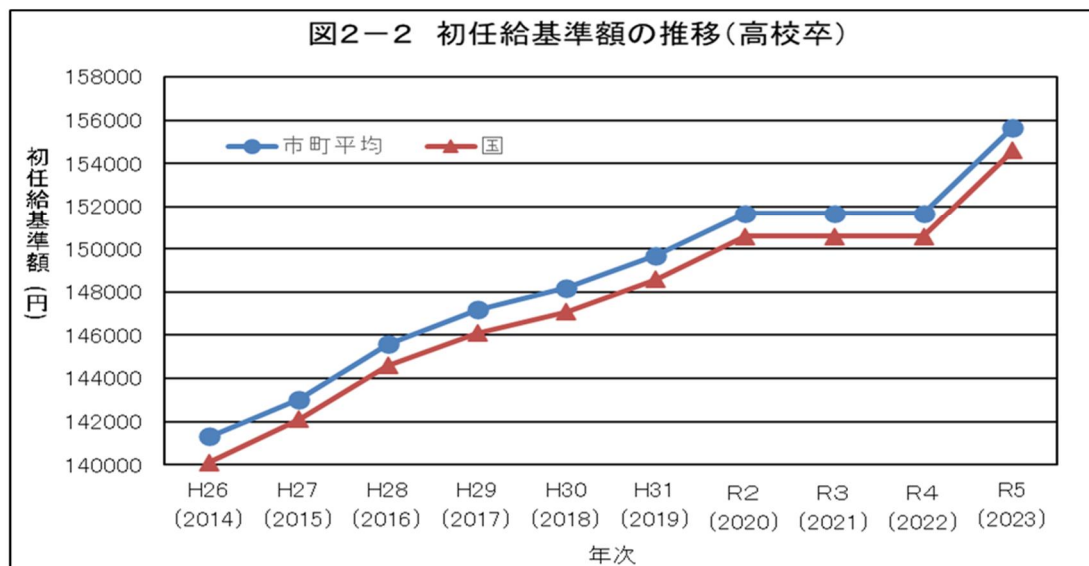
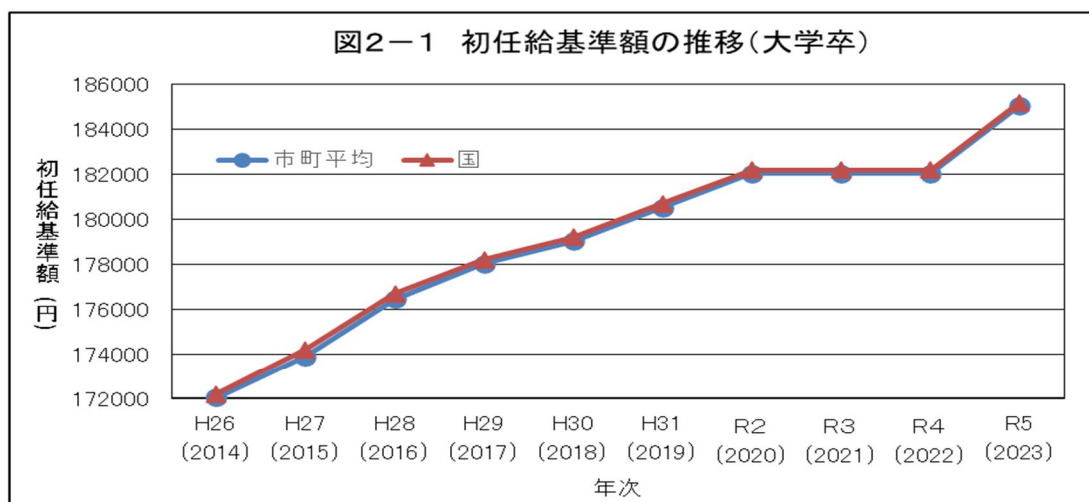
国の基準を上回っている団体は、大学卒が1団体、高校卒が5団体となっている。

表3 初任給基準額の状況(一般行政職試験採用)

(単位:団体)

区分		基準額(円)	国より高い	国と同じ	国より低い
大学卒	市平均	184,957	1	12	1
	町平均	185,200	0	11	0
	市町平均	185,064	1	23	1
	国(1-25)	185,200			
高校卒	市平均	156,200	4	10	0
	町平均	154,991	1	10	0
	市町平均	155,668	5	20	0
	国(1-5)	154,600			

本調査における初任給基準額は、各市町の条例・規則等により定められている額である。



3 平均給与月額（市町）

(1) 職種別平均給料月額

職種別の平均給料月額は、次のとおりである（表4）。

全職種における平均給料月額の増減率は、前年比0.2%増となっている。

表4 職種別平均給料月額

区分	職員数 R5(2023).4.1	R5(2023) (A)	R4(2022) (B)	増減率 (A-B)/B×100	平均年齢 R5(2023).4.1
一般行政職	9,342人	314,100円	313,900円	0.1%	41.6歳
税務職	846人	286,100円	285,900円	0.1%	37.8歳
研究職	1人	*円	*円	*%	*歳
医師・歯科医師職	8人	438,100円	443,200円	1.2%	56.3歳
薬剤師・医療技術職	99人	327,800円	323,800円	1.2%	41.8歳
看護・保健職	518人	298,300円	298,200円	0.4%	39.8歳
福祉職	928人	293,300円	289,800円	1.2%	39.0歳
消防職	1,500人	314,400円	313,400円	0.3%	39.2歳
企業職	701人	319,200円	319,900円	0.2%	43.0歳
技能労務職	493人	309,900円	311,700円	0.6%	54.5歳
特定任期付職	7人	408,200円	415,800円	1.8%	46.6歳
教育職(小・中・幼稚園)	26人	270,300円	267,600円	1.0%	37.6歳
教育職(その他)	241人	386,100円	388,300円	1.3%	46.3歳
臨時職員	2人	206,400円	211,300円	2.3%	38.1歳
全職種	14,712人	312,100円	311,700円	0.2%	41.5歳
再任用職員	302人	250,500円	250,700円	0.1%	61.9歳

「平均給料月額」は、令和5（2023）年4月分として支給されるべき給料（給料の調整額を含む）の支給総額を、給料支給職員数で除した額である。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、平均給料月額等を「*」としている。

再任用職員の数値は、再掲である。

(2) 職種別平均給与月額

職種別平均給与月額は、次のとおりである（表5）。全職種における諸手当のうち支給職員割合が高いものは、通勤手当（80.8%）、時間外勤務手当（65.8%）、地域手当（54.8%）等となっている。

表5 職種別平均給与月額

(上段は支給月額、中段は支給職員数、下段は支給職員割合)

(単位：百円、人、%)

区分	給料	諸 手 当														給与	
		扶養	地域	住居	初任給	通勤	単身	特勤	管理職	特勤	教員特別	時間外	宿日直	管特勤	夜間		休日
一般行政職	3,141	202	157	247		66	*	35	516			572	35	100		244	3,890
	9,342	3,716	5,117	1,871		7,550	1	235	1,780			6,147	434	79		54	9,342
	100.0%	39.8%	54.8%	20.0%		80.8%	0.0%	2.5%	19.1%			65.8%	4.6%	0.8%		0.6%	100.0%
税務職	2,861	190	144	241		64		10	486			600	48	74	6	175	3,583
	846	259	451	165		665		63	84			616	38	4	2	5	846
	100.0%	30.6%	53.3%	19.5%		78.6%		7.4%	9.9%			72.8%	4.5%	0.5%	0.2%	0.6%	100.0%
研究職	*			*		*						*					*
	1			1		1						1					1
	100.0%			100.0%		100.0%						100.0%					100.0%
医師・ 歯科医師職	4,381	183	719	*	3,305	123		3,043	653								10,553
	8	4	6	1	6	6		6	8								8
	100.0%	50.0%	75.0%	12.5%	75.0%	75.0%		75.0%	100.0%								100.0%
薬剤師・ 医療技術職	3,278	181	198	265		65		67	663			389	*				3,909
	99	19	74	18		86		15	4			78	1				99
	100.0%	19.2%	74.7%	18.2%		86.9%		15.2%	4.0%			78.8%	1.0%				100.0%
看護・ 保健職	2,983	190	138	248		74		11	405			461	35				3,543
	518	76	275	86		441		5	41			361	17				518
	100.0%	14.7%	53.1%	16.6%		85.1%		1.0%	7.9%			69.7%	3.3%				100.0%
福祉職	2,933	198	132	246		65			356			220	*				3,313
	928	174	463	141		809			45			699	1				928
	100.0%	18.8%	49.9%	15.2%		87.2%			4.8%			75.3%	0.1%				100.0%
消防職	3,144	228	152	251		74	*	96	522			366		81	114	231	4,134
	1,500	938	993	306		1,376	1	1,113	172			1,200		7	1,105	772	1,500
	100.0%	62.5%	66.2%	20.4%		91.7%	0.1%	74.2%	11.5%			80.0%		0.5%	73.7%	51.5%	100.0%
企業職	3,192	193	165	246		66		35	517			473	45	80		132	3,880
	701	336	430	135		603		35	106			456	18	6		6	701
	100.0%	47.9%	61.3%	19.3%		86.0%		5.0%	15.1%			65.0%	2.6%	0.9%		0.9%	100.0%
技能労務職	3,099	190	139	217		62		97				222			230	45	3,438
	493	179	260	39		442		161				199		5	6	493	
	100.0%	36.3%	52.7%	7.9%		89.7%		32.7%				40.4%		1.0%	1.2%	100.0%	
特 定 任期付職	4,082		161			117						781					4,681
	7		3			5						4					7
	100.0%		42.9%			71.4%						57.1%					100.0%
教育職 (小・中・幼稚園)	2,703	149	76	209		88			*		32	132					2,932
	26	6	14	2		24			1		14	9					26
	100.0%	23.1%	53.8%	7.7%		92.3%			3.8%		53.8%	34.6%					100.0%
教育職 (その他)	3,861	252	184	239		67			442			953	*			204	5,041
	241	162	143	18		223			55			179	1			14	241
	100.0%	67.2%	59.3%	7.5%		92.5%			22.8%			74.3%	0.4%			5.8%	100.0%
臨時職員	2,064	*		*		75						118					2,477
	2	1		1		2						2					2
	100.0%	50.0%		50.0%		100.0%						100.0%					100.0%
計 (全職種)	3,121	206	154	247	3,305	67	300	93	509		32	514	37	96	114	229	3,854
	14,712	5,870	8,229	2,784	6	12,233	2	1,633	2,296		14	9,951	510	96	1,112	857	14,712
	100.0%	39.9%	55.9%	18.9%	0.0%	83.1%	0.0%	11.1%	15.6%		0.1%	67.6%	3.5%	0.7%	7.6%	5.8%	100.0%
再任用職員	2,501		130	*		66		120	430			297	22			*	2,802
	275		120	1		240		22	24			127	3			1	275
	100.0%		43.6%	0.4%		87.3%		8.0%	8.7%			46.2%	1.1%			0.4%	100.0%

平均給料月額、諸手当の支給額及び支給職員数・割合は、令和5（2023）年4月分である。

平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む）及び諸手当（期末・勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当を除く。）の支給総額を給与支給職員数で除した額である。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、平均支給月額を「*」としている。

再任用職員の数値は、再掲である。

(3) 技能労務職員の職種別平均給与月額

技能労務職員の職種別平均給与月額は、次のとおりである（表6）。

表6 技能労務職員の職種別平均給与月額

(上段は支給月額、中段は支給職員数、下段は支給職員割合)

(単位：百円、人、%)

区分	給料	諸手当											給与			
		扶養	地域	住居	初任給	通勤	単身	特勤	管理職	特地	時間外	宿日直		管特勤	夜間	休日
清掃職員	3,308	198	135	218		62		105			297			230	30	3,735
	84	34	42	8		77		74			27			5	3	84
	100.0%	40.5%	50.0%	9.5%		91.7%		88.1%			32.1%			6.0%	3.6%	100.0%
学校給食員	3,226	199	145	182		74		16			216					3,492
	21	4	12	3		21		6			4					21
	100.0%	19.0%	57.1%	14.3%		100.0%		28.6%			19.0%					100.0%
守衛	*	*				*										*
	1	1				1										1
	100.0%	100.0%				100.0%										100.0%
用務員	3,041	174	144	223		63		117			180				*	3,306
	150	52	97	8		137		16			25				1	150
	100.0%	34.7%	64.7%	5.3%		91.3%		10.7%			16.7%				0.7%	100.0%
自動車運転手	3,023	213	136	156		53		92			328				59	3,444
	82	31	31	3		72		14			55				2	82
	100.0%	37.8%	37.8%	3.7%		87.8%		17.1%			67.1%				2.4%	100.0%
その他	3,065	186	133	231		64		88			144					3,391
	155	57	78	17		134		51			88					155
	100.0%	36.8%	50.3%	11.0%		86.5%		32.9%			56.8%					100.0%
計	19,148	1,284	693	1,009		349		418			1,165			230	149	21,203
	493	179	260	39		442		161			199			5	6	493
	100.0%	36.3%	52.7%	7.9%		89.7%		32.7%			40.4%			1.0%	1.2%	100.0%

平均給料月額、諸手当の支給額及び支給職員数・割合は、令和5（2023）年4月分である。

平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む）及び諸手当（期末・勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当を除く。）の支給総額を給与支給職員数で除した額である。

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、平均支給月額を「*」としている。

4 特別職等の平均給料（報酬）月額（市町）

特別職等の平均給料（報酬）月額は、次のとおりである（表7）。

表7 特別職等の平均給料（報酬）月額

(単位：百円)

区分	市町長	副市町長	議長	副議長	議員	教育長
市平均	9,554	7,668	5,248	4,494	4,164	6,627
町平均	7,641	6,103	3,495	2,814	2,525	5,642
市町平均	8,712	6,979	4,477	3,755	3,443	6,194